

論点②：【21条】公共施設及び交通機関等の バリアフリー化の推進に関する委員の意見

○石川 准委員

（結論）

位置情報送信インフラを大型駅構内、都市市街地等の信号機に整備する。それにはLED照明を利用した可視光通信技術が有力である。

（理由）

GPSは屋内では使えない。またビル街ではGPSによる測位は大きな誤差が出る。

可視光通信は正確な位置情報を屋内でも屋外でも提供できる。

可視光通信インフラは低コストで、しかもスマートフォンで受信できる。

位置情報を送信できる他の技術、たとえば電子タグはタグリーダーが普及していない。

位置情報送信インフラは、たとえば視覚障害者等の単独歩行を支援できる。点字ブロックは現在位置や方向を知ることができない。音声案内は補助的機能しか果たせない。

位置情報送信インフラは、歩行ナビの精度を向上させるため、障害のない人にも有益なインフラとなる。

スマートフォンにはカメラ、地磁気センサ、加速度センサ、ジャイロセンサ、GPS受信機が内蔵されており、歩行ナビ、歩行支援端末としてきわめて有効なデバイスである。

アクセシビリティに対応したスマートフォンが急速に普及している。スマートフォンを端末として利用すれば特別な機器を開発する必要がない。LED照明からの位置情報を取得して、現在の場所や方位情報を音声で知らせるアプリを比較的容易に開発できる。

○石野 富志三郎委員

(結論)

公共施設は視覚的な情報提供や対応を可能とするため、ソフト面（通訳の配置等）、ハード面（電光掲示板の設置、AEDは字幕表示が可能とするものを設置する等）の整備を必須とすること。

また上記の整備条件について、公共施設にのみならず、きわめて公共性の高いと思われる施設（病院・銀行等）についても、その規模に合わせた設置指標を作成すること。

交通機関も同様に、車内での緊急アナウンスを視覚的に伝えるためのハード面での整備を段階的に引き上げるとともに、駅構内での情報アクセス（券売機・緑の窓口など）の向上についても、その駅の規模に応じて目標を設定し達成を義務付けるべきである。

(理由)

バリアフリー新法及びバリアフリー基本構想では、ユニバーサルデザインの考え方や「さまざまな段階での住民・当事者の参加」が謳われていますが、これらの法律は「情報・アクセス」も含めたものとなっていません。

特にバリアフリー新法では、建築物移動等円滑化のための基準・チェックリストも設けられていますが、円滑に移動をするために必要な「情報」へのアクセスに対する基準が設けられていません。

「移動手段」という物理的なアクセスと同様に、場所の情報や施設滞在時に起こっている出来事に対する情報アクセス手段の提供は、施設設置者が担うものとし、その財源については、「ユニバーサルサービス制度（※）」のような形で広く一般から徴収し、その費用により運用される方法を導入することが必要と思います。

※ユニバーサルサービスとは、社会全体で維持し、誰もがそのサービスを平等に受けることができる公共的なサービス全般を指しています。通信では「加入電話」「公衆電話」「緊急通報（110番、118番、119番）」といったサービスの費用を、電気通信事業法第110条により、通信事業者全体で応分に費用を出し合う仕組みとなっています。

○氏田 照子委員

(結論)

ユニバーサルデザイン（どこでも、誰でも、自由に、使いやすく）の考え方に基づきバリアフリー施策が進められているが、ユニバーサルデザインならびに合理的配慮により、ハード、ソフト両面からのバリアフリー化の推進により、知的障害や発達障害の人たちのアクセシビリティを高めることが必要である。

(理由)

バリアフリー法の対象である知的障害や発達障害の人たちにとっての公共施設や交通機関等のバリアフリー化を考えると、道路の段差をなくす、駅舎にエレベーターを設置するなどの建物の構造上の改善のみならず、公共施設や交通機関等を利用する際に本人にとっての「使いやすさ、わかりやすさ」が設備やシステムとして対応可能であり、本人が支障なく利用できる環境であることが必要である。

物理的なアクセシビリティ（例えば、シンプルなイラストなどで表示された案内板の設置などの環境のビジュアル化）や公共施設や交通機関等における人的なサポート（現場職員の障害特性への理解の推進、コミュニケーション支援ボードの設置などを含む具体的なサポート方法の習得など）が、質・量ともに整備されることで、本人たちが日常的に感じている不便さを解消することが可能となる。

○川内 美彦委員

(結論)

- 1 : 生活の根幹となる、住み、学び、働く場が確保されなければならない。
- 2 : 利用の実質が担保されなければならない。
- 3 : 生活の実質が支えられなければならない。

(理由)

1 : 現行のバリアフリー新法（2006年）では、建築物が特別特定建築物（不特定かつ多数の者が利用する建築物）と特定建築物（多数の者が利用する建築物）とに分けられ、特別特定建築物で2000㎡以上であれば整備義務が課せられているが、特定建築物であれば努力義務が求められているにすぎない。住み、学んで知識や技能を習得し、働くという生活の根幹となる場としての学校、事務所、工場、共同住宅は特定建築物とされていて、整備は義務付けられていない。このためバリアフリー新法が障害のある人の生活を構築する道具として有効に働いていない。

2 : 現行のバリアフリー新法（2006年）は建築物や公共交通等についてのハード整備について定めているが、整備することは求めているも、そこで障害のある人が利用できることは求めている。ハコの整備について述べていても、利用の実質は担保していない。そのために、整備された建築物や車両であっても障害のある人の利用が拒否されているという問題に対応できていない。ハード整備と人的支援を組み合わせることで利用の実質を担保できるものが必要である。

3 : 移動に困難がある人は近距離で生活が完結する傾向があるが、現行の規定は大規模なものに対してが中心であり、生活を支えるべき小規模な施設についての規定がない。

○門川 紳一郎委員

(結論 1)

公共施設や交通等のバリアフリー化を実現するためにすべての障害者からのヒアリングの実施を求める。

(理由 1)

近年、大都市をはじめ、多くの自治体において新しい施設が建設されるか、または施設の改修が進められている。その結果、障害者には利用しにくい施設が出来上がっている。例えば、建物の近代化による美化が進む中、床や壁等の色や照明等のデザインが視力の弱い人には見えにくい環境を作り出している。

また、視覚障害者にとってはなくてはならない誘導用点字ブロックが床の模様や色等にまぎれ、歩行途中で見失ってしまうという経験も多い。点字ブロックは全盲者だけでなく弱視者にとっても大変便利な誘導ブロックであるため、ブロックが敷設されている路面や床とのコントラスト等には配慮が必要である。

そして、公共施設のトイレについても男女別の見分けや、内部のレイアウト、水洗センサー等の位置などが各トイレによって異なるため、統一が望まれる。

さらに、駅を利用する視覚障害者にとっては、券売機がタッチパネル化されているため切符を買うことができない。ボタン式の券売機を各駅に残すことが望まれる。

以上のことから、公共施設や交通機関等の利用において明らかにされていない社会的な障壁が存在することがわかる。これらの問題を明らかにしていくことが、バリアフリー化の推進へとつながると考える。したがって、公共施設や駅等のバリアフリー化を推進する際には、必ず全ての障害者のニーズ調査を行っていただくべきと考える。

(結論 2)

人的支援体制を強化し、全ての障害者が安全で安心して生活ができるようにする。

(理由 2)

駅等のハード面の安全対策は非常に重要であり、特にホームからの転落を防止するためのホームドアや可動式ホーム柵を設置することは誰もが望むことである。しかし、それだけでなく、駅員等による案内などの人的支援は障害のある人たちの移動の安全と自由を守る上では重要なことと考える。駅のホーム上を安全に移動するためだけでなく、改札からホームまでの移動や駅構内のトイレや券売機等の利用においても駅員による支援があれば、全ての障害者の安全が確保され、安心して駅やホームを利用することができる。

また、地下鉄とJR間の乗り換えの際の移動でも移動を支援する人員が配置されれば、視覚障害者や盲ろう者だけでなく、全ての障害者の交通機関におけるアクセスが容易となり、快適に鉄道を利用することができる。

人員配置は交通機関だけでなく、百貨店やレジャー施設等でも同様のことが言える。各種サービスへのアクセスを支援する支援員等の人員配置は、ハイテク等によるハードの整備に比しても、安全確保と安心感の面では大変重要である。

したがって、新基本計画において、すべての障害者が各種サービスにアクセスするための専門知識を持った人員の配置を明記すべきである。

○後藤 芳一委員

▼第21条第1項

■結論

専門職員の量・質の確保について、基本計画に記載する。

(理由)

ハードとして数量的に対応が進んだ場合でも、真のバリアフリー化のためには、支援する人材の質・量を確保することが不可欠です。

権利条約の「個人の移動性」(第20条、(c)「共に行動する専門職員」)と基本法の「情報」(第22条情報、第1項「仲介する者の養成及び派遣」)では職員に関する記述がある一方で、移動(基本法第21条)は基本法の規定がありません。基本計画で確保が必要と考えます。

▼第21条第2項

■結論

公共施設等のバリアフリー化を促す法制度等において、バリアフリー化をめざす範囲や対象をきめ細かく規定(例:3千人以下でも、無人駅は義務化)して、速やかな対応を実現する。

(理由)

バリアフリー法により、鉄道駅のバリアフリー化の義務づけは、乗降数5千人→3千人へと進んでいることは評価できます。いずれ、すべての駅のバリアフリー化が期待されるところです。

他方、費用負担の大きさと、人手による介助の有無がバリアの大きさを決めることを加味すると、単に乗降客数といった一律の基準だけでなく、乗降客数の下限を直ちに下げられない場合(例:3千人を維持)でも、無人駅は義務化する等の策が求められます。

■結論

公共的施設や交通施設の整備に際しては、①維持管理を政策(予算)に含め

る、②持続的な向上策（例：P D C Aの仕組み）を織り込む。

（理由）

ストックの時代であり、限られた財政事情のもとでサービスの水準を維持して行くには、維持管理が重要である。しかるに、通常の政策予算では維持管理の費用が認められません（基本法第21条第1項の「整備」も、維持管理が入らない）。

持続的に質を上げるには、フィードバックの仕組みを織り込むことが必要と考えます。（一般には、選挙を通じてフィードバックを行う等の方法がありますが、障害者は人数が少ないのでそれができません）

情報分野の例ですが、総務省の「WEBページの作り方」にも、（いきなり達成できなくても）P D C Aが大切としています。

これからは、初期の設置（量）だけでなく、政策的な質の確保策も重要と考えます。

■結論

第2項の「当該公共施設」には、学校が含まれることを確認したい。

（理由）

校舎のバリアフリー化が遅れていること（例：車いす用トイレがない）が、現場において、障害児の普通学校・学級への就学を制限する理由にされる（例：「誰が手伝うのか」と言われる）場合があります。このことは、インクルーシブ教育を妨げることにつながります。

校舎は、災害時の避難所になります。バリアフリー化が不備であれば、災害時に受け入れる避難者から、障害者を排除することになります。

▼第21条第3項

■結論

公共的施設の整備等の進捗を監視できるように、目標とする水準を基本計画に織り込む。または、バリアフリー法に監視機能を織り込む。

(理由)

権利条約には、特にアクセシビリティの条文（第9条2（a））に「モニタ」が掲げられています。一方、バリアフリー法自体には、監視機能は含まれていません。よって、基本計画に監視すべき内容（例：達成すべき水準、時期）を織り込む必要があります。勿論、バリアフリー法に監視機能を織り込むという方法もあると思います。

■結論

バリアフリー対応に関して、必要な最低水準（ナショナル・ミニマム）を規定し、すべての地域においてその水準を上回ることを確保する。

(理由)

自治体の権限を確保する結果として、地域ごとにバリアフリー対応の水準に差が存在する場合があります。このことは、権利条約にいう「地域社会へのインクルージョン」（権利条約第19条（c））を満たさないことにつながります。

すべての地域で一律の水準を実現することは現実的とは思えない一方で、すべての地域で、あるべき最低水準を満たすことを確保することは必要と考えます。

▼第21条第4項

■結論

「公共施設を設置する事業者」について、①公共施設の範囲を基本計画において明確に示す、②事業者の果たすべき責務を明確に示す。

(理由)

基本法では、事業者の役割に触れています（法第21条第3項、法第22条第3項）。政府の財源が限られ、企業が一層の社会的役割を担うことが求められるなか、基本計画では、事業者の果たすべき役割についても、踏み込んで記述することが求められます。

現状は、段差を有した店舗の設計を維持している外食チェーン等が存在しています。

何が「公共施設」に当たるのかを規定して示すことによって、事業者が意図せずバリアを生じさせることを抑えることができると考えます。

■結論

我が国が国際的に見て進んでいる事例（例：ベストプラクティスとして）を整理して、理念や手法（例：国際標準化）として国際的に発信する。

（理由）

日本独自のアプローチとして「共用品」（権利条約のUDに対応、品目数、市場規模、普及度合及び標準化で我が国は国際的に随一の位置）があります。

（「共用品」は、意匠の工夫で、障害の有無に関わらず利用できるモノやサービス。シャンプー容器に凹凸をつけてリンスと識別する等我が国発の取組みが国際的に普及しています。）

共用品の開発は、当事者と産業界が当初から協働して行い、当事者の不便さ調査を続けてきています。米欧の「対立や対話で着地点を見つける」のとは違う、インクルーシブな（包括的で当事者が参加）アプローチです。

他にもあると思われるこうした取組みを国際的に発信することで、権利条約自身の進化（例：将来の改訂）に寄与できると考えます。

▼第21条各項に共通

■結論

公共施設及び交通機関等のバリアフリー化推進について、合理的配慮を明確にすべき。

（理由）

公共施設及び交通機関等のバリアフリー化を整備する際に、国、地方公共団体、交通事業者が整備の財源に不足を生じた場合、過重の負担となり、バリアフリー化進まないことが懸念されます。また人的支援についても、人手不足等の理由により処理されることのないよう責任体制の明確化等を行うなど、条約第2条の合理的配慮で言う、必要かつ適切な変更及び調整の範囲を明確にすべきと考えます。

○新谷 友良委員

1. 公共施設、公共交通機関での文字表示

(結論)

障害者基本法第21条の規定に沿って、公共施設及び公共交通機関への文字表示の設置を個別法規に明記すると同時に、その設置基準・整備目標を障害者基本計画に明記すべきである。

(理由)

人が集まるホール、劇場、美術館・博物館、会議施設、公共交通機関等での音声情報はすべての人に提供されねばならず、音声情報を見やすい形で文字化することは、公共施設及び公共交通機関に求められる本質的な要求である。文字表示には、手書きボード、液晶モニター、LED表示器、プロジェクターを利用したスクリーン投影など様々なものがあるが、場所・利用目的に合わせた適切な文字表示が必要となる。音声情報が事前に用意されている場合は、その文字情報は音声情報の内容を必要十分な状態で、かつ見やすい形で表示することが求められる。一方、交通機関での緊急放送などは表示の即時性が求められる場合は、現場での文字入力、手書き入力の文字化、音声認識ソフトの活用などを検討すべきである。

また、どのような文字表示方法を採用するか、どのように運用するかの検討にあたっては、利用当事者の意見を聞くことが絶対条件である。

2. 公共施設、公共交通機関での補聴援助システム

(結論)

障害者基本法第21条の規定に沿って、公共施設及び公共交通機関への補聴援助システムの設置を個別法規に明記すると同時に、その設置基準・整備目標を障害者基本計画に明記すべきである。

(理由)

聴覚障害者の多くは、補聴器（補聴援助機器専用の受信機を含む）を利用して生活している。人が集まるホール、劇場、美術館・博物館、会議施設、公共交通機関等での音声情報が補聴援助機器を経由し雑音を排除した状態で供給さ

れると、補聴器利用者の聞こえの程度は著しく改善される。複数の音源から音声情報が同時に供給される場合（劇や音楽など）の補聴援助システム利用には様々な課題があるが、話者を限定する会議（通常音源が一つ）などでは補聴援助システムは非常に効果がある。会議室等は、聞こえる人にも目が見える人にもマイクや照明装置が当然のごとく準備されると同じように、聞こえない人に対しては補聴援助システムが準備されるべきである。また、公共交通機関、特にバスなど閉ざされた空間での補聴援助システムの有効性は厚生労働省の委託事業で実証されているので、前述の文字表示装置の設置と同様、公共交通機関での補聴援助システムの導入を推進すべきである。

また、どのような補聴援助システム採用をするか、どのように運用するかの検討にあたっては、利用当事者の意見を聞くことが絶対条件である。

○高橋 儀平委員

1. 公共施設のバリアフリー化の推進

- ・ 障害者基本計画の改訂に当たっては、バリアフリー法、バリアフリー条例、福祉のまちづくり条例との整合性を図ること。
- ・ バリアフリー法、バリアフリー条例、福祉のまちづくり条例との連動をバリアフリー化推進計画を地方公共団体の計画に盛り込むこと
- ・ 2000m²以上の建築物のみでなく、中・小規模の施設の施設に対してもバリアフリー化を促進するために、地域の実情、建築物等の密集状況、沿道整備状況、防災(耐震状況)等を総合的に勘案し、容積率、建ぺい率の緩和を図ることが望まれる。
- ・ 地方公共団体は、中・小規模の建築物の事業主、建築主に対して、バリアフリー整備を実施した箇所について一定期間、固定資産税、都市計画税の軽減、また消費税、事業税等税法上の優遇施策を図る。

2. バリアフリー基本構想

- ・ 地域によりばらつきがあり、遅れているバリアフリー基本構想の策定の有無を検証する検証制度の創設と促進。地方公共団体が独自に地域のバリアフリー自主点検をうながす補助制度が望まれる。この自主的 point 検活動はNPO法人など地域で活動している市民・当事者団体の参加と活動を発展させる補助制度として国が創設する。
- ・ 平成 29 年度末におけるバリアフリー基本構想の策定の数値目標を 50%に設定する。

3. 学校施設のバリアフリー化

- ・ 学校施設のバリアフリー化数値目標を設定する。
- ・ 教育施設のバリアフリー化は極めて重要な課題である。障がいのある児童、生徒の差別や偏見を除却するために教育現場のバリアフリー化を強力に推進し、すべての児童・生徒が原則どの地域の学校でも学べる環境を創出する必要がある。災害時の避難施設としての機能はもちろんであるが、学校施設こそバリアフリー、ユニバーサルデザイン化を旗印に推進する必要がある。
- ・ 学校バリアフリー化の重点事業としては、障がいのある児童生徒がすべての

特別教室に円滑に移動できるようEVの整備が不可欠である。これにより児童生徒のクラス分け、学年進行も容易になる。

- ・学校のバリアフリー化では災害時における複数のバリアフリー避難、誘導ルート確保が求められる。

- ・重い障がいのある児童生徒を受け入れるための人的対応、地域住民の活用を図る。

- ・地方公共団体は学校におけるバリアフリー化教育を推進するために、教育委員会が責任を持って障がいのある市民と協働する仕組みを立ち上げる。

4. 公共施設におけるバリアフリーな防災、災害時対応の計画促進

- ・災害時にはすべての市民が「災害弱者」となるが、とりわけ、避難の困難な市民に対する避難経路の確保、避難ビル等のバリアフリー化の対応が急がれる

5. 公共トイレの整備促進

- ・障がい者の社会参加活動には公共トイレの整備が不可欠である。多機能トイレにおける不適正な利用や車いす使用者の利用が困難な状況も指摘される。維持、管理体制の充実とともに、車いす使用者の利用を阻害しない「多様なトイレ整備の在り方」（機能の分散化、個別の利用者ニーズへの対応）について推進を図る。

○中野 泰志委員

【意見 1】

(結論)

公共施設及び交通機関等のバリアフリー化を障害者の移動及びアクセスの権利として位置づけるべきである。

(理由)

交通機関等の地域間格差を解消する際、駅や事業者等の規模等によって、物理的な障壁の解消方法が異なることは仕方ないことかもしれない。しかし、人的な対応等を組み合わせて、問題を解決するための不断の努力は必須である。現状の移動等円滑化基準等の前提として、「移動やアクセスを権利に位置づけ」なければ、ホームからの転落等の事故や利用拒否・乗車拒否等の人権侵害を減少させることはできないと考えられる。

【意見 2】

(結論)

公共施設及び交通機関等の物理的なバリアの除去が困難な場合、人的支援等の制度を組み合わせて、障害者の移動やアクセスを実現できるようにすべきである。

(理由)

現在、視覚障害者や肢体不自由者等の中には、公共施設及び交通機関等の物理的なバリアが原因で移動できない状況に置かれているケースがある。そのような場合には、総合的な観点から、人的な支援（例えば、視覚障害者の同行援護）等を適切に組み合わせて、移動やアクセスの権利が守られるようにする必要がある。特に、インクルーシブ教育を考えると、通学するための同行援護等の移動支援は、居住地域にかかわらず、実施される必要がある。また、就労を考慮すると、最低限、住居と勤務先間の移動は確保されるべきだと考えられる。なお、本来は、どのような方法で移動したり、アクセスしたりするかは、障害当事者が選択できるようにすべきであるが、最低限、障害のない人達と同等の経済的な負担で移動・アクセスできる方法を確保すべきだと考えられる。

【意見 3】

（結論）

インクルーシブ教育が推進されることを考慮すれば、バリアフリー化の対象施設の中に、私学や高等教育機関等を入れるべきである。

（理由）

現在、公共施設は「道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設（緑地、下水道、河川、運河、水路並びに学校教育法に規定する公立の小中学校）」とされており、高等学校・大学等の「高等教育機関」や私立の学校、市民ホールや集会所等の「公共公益施設」は、その範囲に位置づけられていない。しかし、「私学」、「高等教育機関」、「公共公益施設」等は、改めて述べるまでもなく、インクルーシブ教育を実現する上では、極めて重要な活動場所であると考えられる。したがって、公共施設のみならず、これら「私学」、「高等教育機関」、「公共公益施設」等、公共性が高いと思われる施設等も、補助金等を設置することで、バリアフリー化の対象に出来るようにする必要があると考えられる。

【意見 4】

（結論）

ユニバーサルデザインを表明するために必要な最低限の評価基準や方法等を明確にすべきである。

（理由）

ユニバーサルデザインによる技術開発は、公共施設及び交通機関等のバリアフリー化において重要な理念である。しかし、ユニバーサルデザインの基準が明確にあるわけではないので、バリアが見過ごされてしまう場合がある。また、スパイラルアップを行っていなかったり、中立的な評価を行わずに、安易にユニバーサルデザインを表明しているケースも見受けられる。そこで、ユニバーサルデザインを表明するために必要な最低限の評価基準や方法等を、様々な障害者の生活の観点を踏まえて、明確にすべきだと考えられる。

【意見5】

(結論)

公共施設及び交通機関等のバリアフリー化に関する予算措置・研究・実践等を評価するための障害当事者を中心とした評価体制を樹立すべきである。

(理由)

これまで、我が国では、公共施設及び交通機関等をバリアフリー化するための予算措置、研究、実践等が数多く行われてきた。これらの投資をより有効に活用するための一つの方法として、障害当事者が専門家と対等な立場で議論できるシステムづくりが有効だと考えられる。ただし、すべての障害当事者が高い代弁性をもっているわけではないし、科学技術等に関する専門知識を有しているわけではない。そこで、障害当事者が、専門家の知識や技術を活用して、ニーズ等を主張することが出来るシステムづくりが必要だと考えられる。

○光増 昌久委員

(結論)

案内板、表示物には、ひらがなのルビ表記とあわせ絵文字・ピクトグラムなどの表示を義務付けること。

(理由)

ひらがなのルビ表記、絵文字・ピクトグラムなどの表示を義務付ける事で知的障害者だけでなく、高齢者にも分かりやすい利用ができるようになる。